

奈良県告示第三百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和四年三月一日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ますなが皮フ科形成外科	生駒郡斑鳩町興留四丁目一〇―一 五	令和四年一月一日
堀内歯科	葛城市北花内七二三番地一	令和四年一月一日
医療法人至誠会松川歯科医院	橿原市醍醐町五〇二番地の三四	令和四年一月一日
板橋医院	葛城市北花内七四九―一	令和四年一月一日